

特許の権利化を支えた構成と均等論上の本質的部分： 〔親綱支柱用治具事件〕にみる権利化と権利行使のはざま

原審：東京地判令和6年10月23日・令和5年(ワ)第70272号・70460号

控訴審：知財高判令和7年6月26日・令和7年(ネ)第10005号

知的財産権法研究会
弁護士・弁理士 早川 尚志

1 はじめに

本件は、発明の名称を「親綱支柱用治具」とする特許権（請求項1）に基づき、特許権者である原告が、被告製品の販売等の差止め及び損害賠償を求めた特許権侵害訴訟である。

これに対し、被告は、被告製品は本件特許の技術的範囲に属しないことを争うとともに、原告が被告製品について本件特許権を侵害する旨のSNS投稿をしたことが、不正競争防止法2条1項21号の信用毀損行為に当たるとして、反訴を提起した。

2 事案の概要

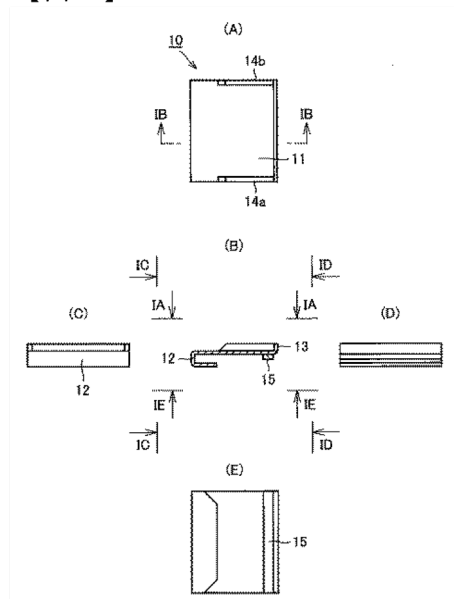
2.1 本件発明の内容

本件発明は建設現場等における墜落・転落事故を防ぐため、親綱（安全帯をかけるロープ）を支える支柱を形鋼（H形鋼）に固定するための専用金具に関する発明である。

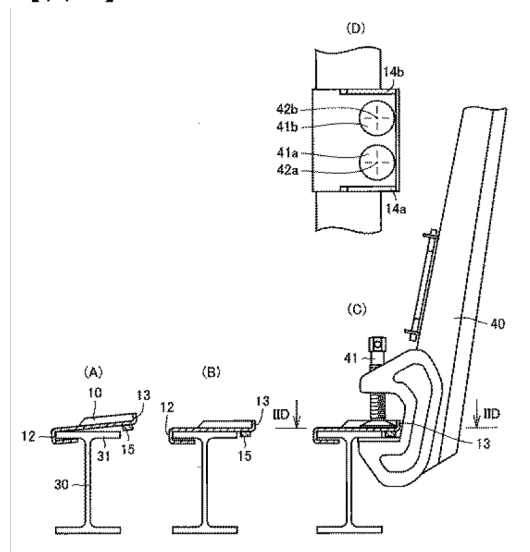
【請求項1】（下線が補正部分）

- A 親綱支柱を固定するための治具であって、
- B 第1の方向に伸びる矩形状の板と、
- C 前記矩形状の板の前記第1の方向の端部で上下方向に間隔を開けてU字状に折り曲げられた折り曲げ部とを含み、
- D 前記矩形状の板の前記第1の方向の逆方向の端部に設けられ、上方向に伸びる上突起部と、をさらに含み、
- E 前記矩形状の板の前記第1の方向端部より逆方向の端部までの長さは、前記治具が取付けられる形鋼のフランジの幅より長い、治具。

【図 1】



【図 2】



（いずれも本件特許公報より。【図 1】が治具の形状、【図 2】が親綱支柱を固定した状態）

本件で主として問題となったのは、構成要件 C 及び E である。

この点、請求項 1 は、構成要件 B の「矩形状の板」自体の端部に同 C の折り曲げ部が形成され、同じ「矩形状の板」について、その端部間の長さが形鋼のフランジ幅より長いという構成要件 E の寸法関係が成立することを要求している。

2.2 本件明細書の記載

本件明細書は、従来技術として 2 つの親綱支柱の取付方法を示していた。

第 1 は、フランジ幅の狭い梁について、親綱支柱(110)の取付部ボルトを奥まで挿入できる厚板プレート(102)を梁のフランジ上に配置し、挟締金具(103)によって梁と厚板プレートとを一体化した上で、親綱支柱を取り付ける方法である（段落【0002】、【0003】、【図 4】）。

【図 4】に示された厚板プレート(102)は、フランジ幅を超えて外側に張り出しており、親綱支柱を固定するための取付部ボルト(110 a)を取り付けるための領域を形成している。